

第三者からの情報取得手続申立書
(ワンストップ・先取特権及び債務名義用)

東京地方裁判所民事第21部 御中

令和_____年_____月_____日

申立人 _____ 印

電 話 _____
F A X _____

当 事 者	別紙目録記載のとおり
担保権・被担保債権・請求債権	別紙目録記載のとおり
請求債権	別紙目録記載のとおり

申立人は、債務者に対し、別紙担保権・被担保債権・請求債権目録記載の請求債権及び別紙請求債権目録記載の執行力のある債務名義の正本に記載された請求債権を有しているが、債務者がその支払をせず、下記の要件に該当するので、第三者に対し債務者の給与債権に係る情報（民事執行法206条2項、同条1項）の提供を命じるよう求める。

また、民事執行法193条2項、167条の17第1項2号により申立てをしたものとみなされた差押命令において、差し押さえるべき債権は別紙差押債権目録記載のとおりである（なお、同目録中「第三債務者」とあるのは、民事執行法206条1項各号に規定する債権に関し、債務者に支払をする者をいう。）。

（以下に該当する場合は、□に✓又は■を記入してください。）

- ☐ この差押命令の申立事件において、民事執行法193条2項、147条1項に基づく第三債務者に対する陳述催告の申立てをする。

記

1 民事執行法197条1項及び同条2項の要件（該当する□に✓又は■を記入してください。）

- ☐ 強制執行又は担保権の実行における配当等の手続（本件申立ての日より6月以上前に終了したものを除く。）において、当該先取特権の被担保債権及び当該金銭債権の完全な弁済を得ることができなかった（1号）。
- ☐ 知れている財産に対する強制執行及び担保権の実行を実施しても、当該先取特権の被担保債権及び当該金銭債権の完全な弁済を得られない（2号）。

2 民事執行法205条2項の要件

(1) 財産開示事件の事件番号

地方裁判所 令和 年（財チ）第 号

(2) 財産開示期日 令和 年 月 日

(添付書類) (該当する□に✓又は■を記入してください。)

- | | |
|--|---|
| ☐ 執行力のある債務名義の正本 | 通 |
| ☐ 同送達証明書 | 通 |
| ☐ 同確定証明書 | 通 |
| ☐ 債務者の住民票 | 通 |
| ☐ 第三者の資格証明書 | 通 |
| ☐ | 通 |

(証拠書類) (該当する□に✓又は■を記入してください。)

1 一般先取特権を有することの立証資料

- | | | |
|--------------------------|----|----|
| ☐ | 甲第 | 号証 |
| ☐ | 甲第 | 号証 |
| ☐ | 甲第 | 号証 |
| ☐ | 甲第 | 号証 |

2 民事執行法197条1項1号及び同条2項1号の主張をする場合
(同号の証明資料)

- | | | |
|--------------------------------------|----|----|
| ☐ 配当表写し | 甲第 | 号証 |
| ☐ 弁済金交付計算書写し | 甲第 | 号証 |
| ☐ 不動産競売開始決定写し | 甲第 | 号証 |
| ☐ 債権差押命令写し | 甲第 | 号証 |
| ☐ 配当期日呼出状写し | 甲第 | 号証 |
| ☐ | 甲第 | 号証 |

(民事執行法205条2項の証明資料)

- | | | |
|---|----|----|
| ☐ 財産開示期日が実施されたことの証明書 | 甲第 | 号証 |
| ☐ 財産開示期日調書写し | 甲第 | 号証 |
| ☐ 財産開示手続実施決定写し | 甲第 | 号証 |
| ☐ | 甲第 | 号証 |

3 民事執行法197条1項2号及び同条2項2号の主張をする場合
(同号の疎明資料)

- | | | | |
|--|----|-------|----|
| ☐ 財産調査結果報告書及び添付資料 | 甲第 | 号証～甲第 | 号証 |
| ☐ | | | |

(民事執行法205条2項の証明資料)

- | | | |
|---|----|----|
| ☐ 財産調査結果報告書添付資料のとおり | 甲第 | 号証 |
| ☐ 財産開示期日が実施されたことの証明書 | 甲第 | 号証 |
| ☐ 財産開示期日調書写し | 甲第 | 号証 |
| ☐ 財産開示手続実施決定写し | 甲第 | 号証 |
| ☐ | 甲第 | 号証 |

当事者目録（ワンストップ・先取特権及び債務名義用）

〒 _____ (送達場所)

(債務名義上の住所) _____

申立人（債権者） _____

(連絡先) 電話 _____

〒 _____

(債務名義上の住所) _____

債 務 者 _____

当事者目録（ワンストップ・先取特権及び債務名義用）

《債務者の特定に資する事項》

- (1) 氏名の振り仮名
- (2) 生年月日年.....月.....日
- (3) 性別
- (4) 旧住所
- (5) 旧姓（振り仮名）
- (6) 通称（振り仮名）

〒..... 東京都.....区.....

第 三 者区

代 表 者 区 長

〒.....

第 三 者

代表者

担保権・被担保債権・請求債権目録
(ワンストップ・先取特権用(形成養育費))
(扶養義務等に係る定期金債権)

1 担保権

債権者、債務者間の子.....について民法766条の規定に基づく下記
2記載の債権に係る、民法306条3号に基づく一般先取特権

2 被担保債権

(1) 確定期限が到来している債権 金.....円

ア 金.....円

ただし、債権者、債務者間の子.....についての令和.....年.....月から
令和.....年.....月まで1か月.....円の養育費の未払分(支払期毎月.....日)

イ 金.....円

ただし、債権者、債務者間の子.....についての令和.....年.....月から
令和.....年.....月まで1か月.....円の養育費の未払分(支払期毎月.....日)

(2) 確定期限が到来していない各定期金債権

ア 令和.....年.....月から令和.....年.....月(債権者、債務者間の子.....が満.....歳
に達する日の属する月)まで、毎月.....日限り金.....円ずつの養育費

イ 令和.....年.....月から令和.....年.....月(債権者、債務者間の子.....が満.....歳
に達する日の属する月)まで、毎月.....日限り金.....円ずつの養育費

3 請求債権

(1) 確定期限が到来している債権 合計金.....円

上記2(1)記載の債権及び差押命令の申立てにおける執行費用

執行費用 金.....円

(内訳) 本申立手数料 金.....円

差押命令正本送達費用 金.....円

資格証明書交付手数料 金.....円

..... 金.....円

..... 金.....円

..... 金.....円

..... 金.....円

(2) 確定期限が到来していない各定期金債権

上記2(2)記載の債権

請求債権目録（ワンストップ・債務名義用（形成養育費））
（扶養義務等に係る定期金債権）

裁判所（ ）支部）令和 年（ ）第 号事件の

- ☐ 調停調書
- ☐ 審 判 正本に表示された下記金員及び執行費用
- ☐ 執行力のある判決
- ☐

- ☐ 法務局
- ☐ 地方法務局

所属公証人 作成の執行力ある令和 年第 号
公正証書正本に表示された下記金員及び執行費用
記

- 1 確定期限が到来している債権及び執行費用 金 円
- (1) ア 金 円
- ただし、債権者、債務者間の子 についての令和 年 月から
令和 年 月まで1か月 円の養育費の未払分（支払期毎月 日）
- イ 金 円
- ただし、債権者、債務者間の子 についての令和 年 月から
令和 年 月まで1か月 円の養育費の未払分（支払期毎月 日）
- (2) 金 円
- ただし、差押命令の申立てにおける執行費用
- | | | |
|------|------------|-----|
| （内訳） | 本申立手数料 | 金 円 |
| | 送達証明書申請手数料 | 金 円 |
| | 確定証明書申請手数料 | 金 円 |
| | | 金 円 |
| | | 金 円 |

- 2 確定期限が到来していない各定期金債権
- (1) 令和 年 月から令和 年 月（債権者、債務者間の子 が
満 歳に達する日の属する月）まで、毎月 日限り金 円ずつの養育費
- (2) 令和 年 月から令和 年 月（債権者、債務者間の子 が
満 歳に達する日の属する月）まで、毎月 日限り金 円ずつの養育費

【退職金あり】¹

差押債権目録 1

(ワンストップ・先取特権用(形成養育費))

担保権・被担保債権・請求債権目録記載の請求権について

- 1 金.....円(担保権・被担保債権・請求債権目録記載の3(1))
- 2 (1) 令和.....年.....月から令和.....年.....月まで、毎月.....日限り金.....円
ずつ(担保権・被担保債権・請求債権目録記載の3(2))
- (2) 令和.....年.....月から令和.....年.....月まで、毎月.....日限り金.....円
ずつ(担保権・被担保債権・請求債権目録記載の3(2))

債務者が第三債務者から支給される下記債権にして、まずは本命令送達時に既に支払期にあるもの(未払分)のうち支払期の古い順から、次いで本命令送達日以降支払期が到来するものから、頭書1及び2の金額に満つるまで。ただし、頭書2の(1)及び(2)の金額については、その確定期限の到来後に支払期が到来する下記債権に限る。

記

- 1 給料債権(基本給(俸給・給料)と諸手当。ただし、通勤手当を除く。)及び継続的に支払を受ける労務報酬債権(日給、週給、歩合手当、割増金)の額から所得税、住民税及び社会保険料を差し引いた残額の2分の1(ただし、上記税金等を控除した残額の2分の1に相当する額が、後記一覧表記載の支払期の別に応じ、同記載の政令で定める額を超えるときは、その残額から政令で定める額を控除した金額)
- 2 賞与債権(夏季、冬季、期末、勤勉手当、その他の賞与の性質を有するものを含む。)の額から所得税、住民税及び社会保険料を差し引いた残額の2分の1(ただし、上記税金等を控除した残額が66万円を超えるときは、その残額から33万円を控除した金額)
- なお、1及び2により弁済しないうちに退職したときは、退職金から所得税及び住民税を控除した残額の2分の1にして、1及び2と合計して頭書金額に満つるまで

一覧表

支払期	政令で定める額
毎月	330,000円
毎半月	165,000円
毎旬	110,000円
月の整数倍の期間ごと	330,000円に当該倍数を乗じて得た金額に相当する額
毎日	11,000円
その他の期間	11,000円に当該期間に係る日数を乗じて得た金額に相当する額

¹ 差押債権目録1は【退職金あり】又は【退職金なし】を選択して、どちらかを作成、提出する。

【退職金あり】²

差押債権目録2

(ワンストップ・債務名義用(形成養育費)請求債権目録記載の債権について)

- 1 金 _____円(請求債権目録記載の1)
- 2 (1) 令和____年____月から令和____年____月まで、毎月____日限り 金_____円
ずつ(請求債権目録記載の2(1))
- (2) 令和____年____月から令和____年____月まで、毎月____日限り 金_____円
ずつ(請求債権目録記載の2(2))

債務者が第三債務者から支給される下記債権にして、まずは本命令送達時に既に支払期にあるもの(未払分)のうち支払期の古い順から、次いで本命令送達日以降支払期が到来するものから、頭書1及び2の金額に満つるまで。ただし、頭書2の(1)及び(2)の金額については、その確定期限の到来後に支払期が到来する下記債権に限る。

記

- 1 給料債権(基本給(俸給・給料)と諸手当。ただし、通勤手当を除く。)及び継続的に支払を受ける労務報酬債権(日給、週給、歩合手当、割増金)の額から所得税、住民税及び社会保険料を差し引いた残額の2分の1(ただし、上記税金等を控除した残額の2分の1に相当する額が、後記一覧表記載の支払期の別に応じ、同記載の政令で定める額を超えるときは、その残額から政令で定める額を控除した金額)
- 2 賞与債権(夏季、冬季、期末、勤勉手当、その他の賞与の性質を有するものを含む。)の額から所得税、住民税及び社会保険料を差し引いた残額の2分の1(ただし、上記税金等を控除した残額が66万円を超えるときは、その残額から33万円を控除した金額)
- なお、1及び2により弁済しないうちに退職したときは、退職金から所得税及び住民税を控除した残額の2分の1にして、1及び2と合計して頭書金額に満つるまで

一覧表

支払期	政令で定める額
毎月	330,000円
毎半月	165,000円
毎旬	110,000円
月の整数倍の期間ごと	330,000円に当該倍数を乗じて得た金額に相当する額
毎日	11,000円
その他の期間	11,000円に当該期間に係る日数を乗じて得た金額に相当する額

² 差押債権目録2は【退職金あり】又は【退職金なし】を選択して、どちらかを作成、提出する。

【退職金なし】³

差押債権目録 1

(ワンストップ・先取特権用 (形成養育費))

担保権・被担保債権・請求債権目録記載の請求権について

- 1 金.....円 (担保権・被担保債権・請求債権目録記載の3(1))
- 2 (1) 令和.....年.....月から令和.....年.....月まで、毎月.....日限り金.....円
ずつ (担保権・被担保債権・請求債権目録記載の3(2))
- (2) 令和.....年.....月から令和.....年.....月まで、毎月.....日限り金.....円
ずつ (担保権・被担保債権・請求債権目録記載の3(2))

債務者が第三債務者から支給される下記債権にして、まずは本命令送達時に既に支払期にあるもの (未払分) のうち支払期の古い順から、次いで本命令送達日以降支払期が到来するものから、頭書 1 及び 2 の金額に満つるまで。ただし、頭書 2 の (1) 及び (2) の金額については、その確定期限の到来後に支払期が到来する下記債権に限る。

記

- 1 給料債権 (基本給 (俸給・給料) と諸手当。ただし、通勤手当を除く。) 及び継続的に支払を受ける労務報酬債権 (日給、週給、歩合手当、割増金) の額から所得税、住民税及び社会保険料を差し引いた残額の 2 分の 1 (ただし、上記税金等を控除した残額の 2 分の 1 に相当する額が、後記一覧表記載の支払期の別に応じ、同記載の政令で定める額を超えるときは、その残額から政令で定める額を控除した金額)
- 2 賞与債権 (夏季、冬季、期末、勤勉手当、その他の賞与の性質を有するものを含む。) の額から所得税、住民税及び社会保険料を差し引いた残額の 2 分の 1 (ただし、上記税金等を控除した残額が 6 6 万円を超えるときは、その残額から 3 3 万円を控除した金額)

一覧表

支払期	政令で定める額
毎月	3 3 0, 0 0 0 円
毎半月	1 6 5, 0 0 0 円
毎旬	1 1 0, 0 0 0 円
月の整数倍の期間ごと	3 3 0, 0 0 0 円に当該倍数を乗じて得た金額に相当する額
毎日	1 1, 0 0 0 円
その他の期間	1 1, 0 0 0 円に当該期間に係る日数を乗じて得た金額に相当する額

³ 差押債権目録 1 は【退職金あり】又は【退職金なし】を選択して、どちらかを作成、提出する。

【退職金なし】⁴

差押債権目録2

(ワンストップ・債務名義用(形成養育費)請求債権目録記載の債権について)

- 1 金 円(請求債権目録記載の1)
- 2 (1) 令和...年...月から令和...年...月まで、毎月...日限り 金.....円
ずつ(請求債権目録記載の2(1))
- (2) 令和...年...月から令和...年...月まで、毎月...日限り 金.....円
ずつ(請求債権目録記載の2(2))

債務者が第三債務者から支給される下記債権にして、まずは本命令送達時に既に支払期にあるもの(未払分)のうち支払期の古い順から、次いで本命令送達日以降支払期が到来するものから、頭書1及び2の金額に満つるまで。ただし、頭書2の(1)及び(2)の金額については、その確定期限の到来後に支払期が到来する下記債権に限る。

記

- 1 給料債権(基本給(俸給・給料)と諸手当。ただし、通勤手当を除く。)及び継続的に支払を受ける労務報酬債権(日給、週給、歩合手当、割増金)の額から所得税、住民税及び社会保険料を差し引いた残額の2分の1(ただし、上記税金等を控除した残額の2分の1に相当する額が、後記一覧表記載の支払期の別に応じ、同記載の政令で定める額を超えるときは、その残額から政令で定める額を控除した金額)
- 2 賞与債権(夏季、冬季、期末、勤勉手当、その他の賞与の性質を有するものを含む。)の額から所得税、住民税及び社会保険料を差し引いた残額の2分の1(ただし、上記税金等を控除した残額が66万円を超えるときは、その残額から33万円を控除した金額)

一覧表

支払期	政令で定める額
毎月	330,000円
毎半月	165,000円
毎旬	110,000円
月の整数倍の期間ごと	330,000円に当該倍数を乗じて得た金額に相当する額
毎日	11,000円
その他の期間	11,000円に当該期間に係る日数を乗じて得た金額に相当する額

⁴ 差押債権目録2は【退職金あり】又は【退職金なし】を選択して、どちらかを作成、提出する。